

新型コロナウイルスワクチンの接種について

自治体説明会34

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和6年3月15日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について

2. 予防接種事務デジタル化及び接種記録の保存期間について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第34回）

1. 新型コロナワクチン接種費用の助成
2. 特例臨時接種の終了に伴う事項（事務連絡等）
3. 肺炎球菌ワクチン
4. 主なご質問

新型コロナウイルスワクチン接種の令和6年度の費用負担について

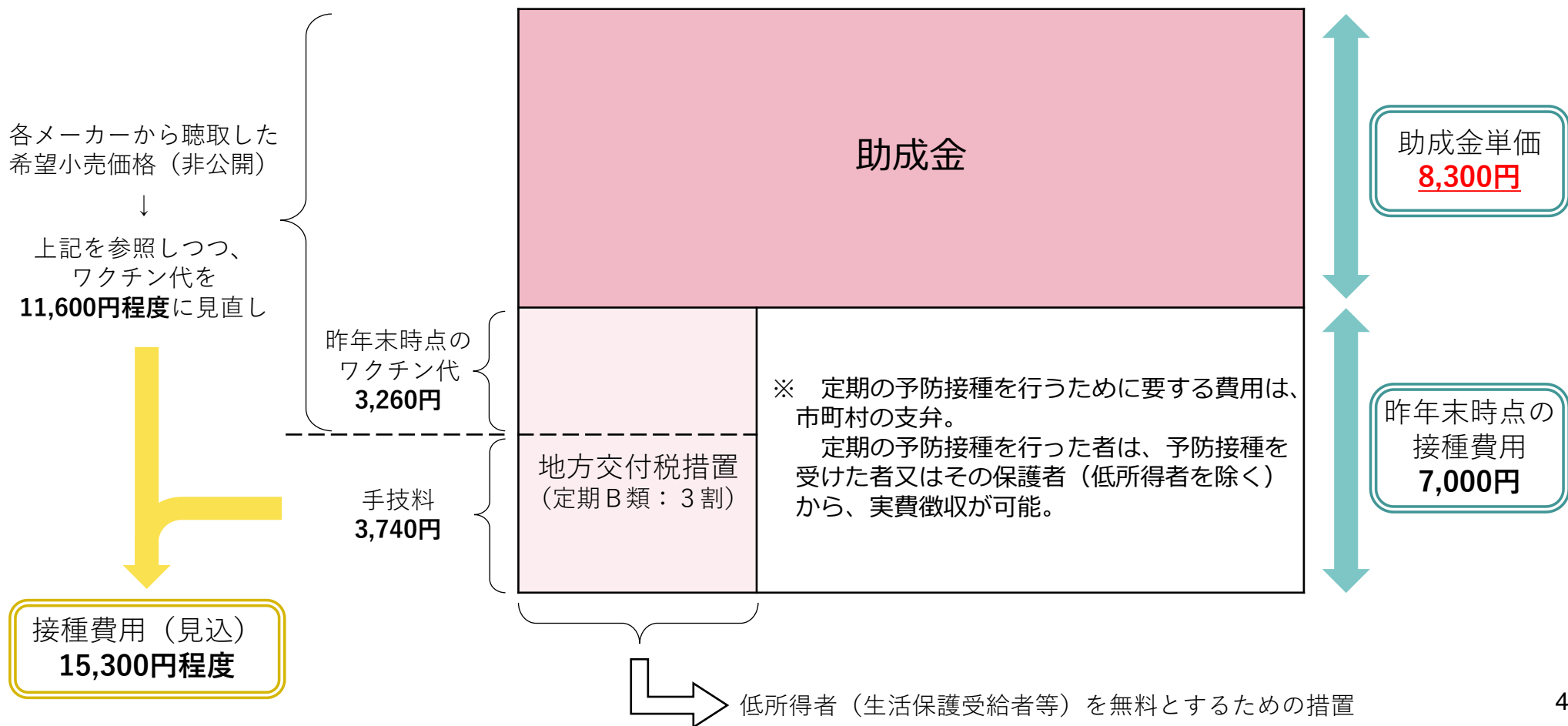
- 新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、今年度までは全額国費・無料で実施しているが、来年度からの定期接種化の際、被接種者に費用負担が生じることとなる。
- 令和6年度の定期接種における標準的な接種費用は、以下のとおり**7,000円**として積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割を普通交付税措置することとする。低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7,000円を標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
特例臨時接種 (～R5年度)	無料(全額国費)	—	—
定期接種 (R6年度)	7,000円	3,260円	3,740円

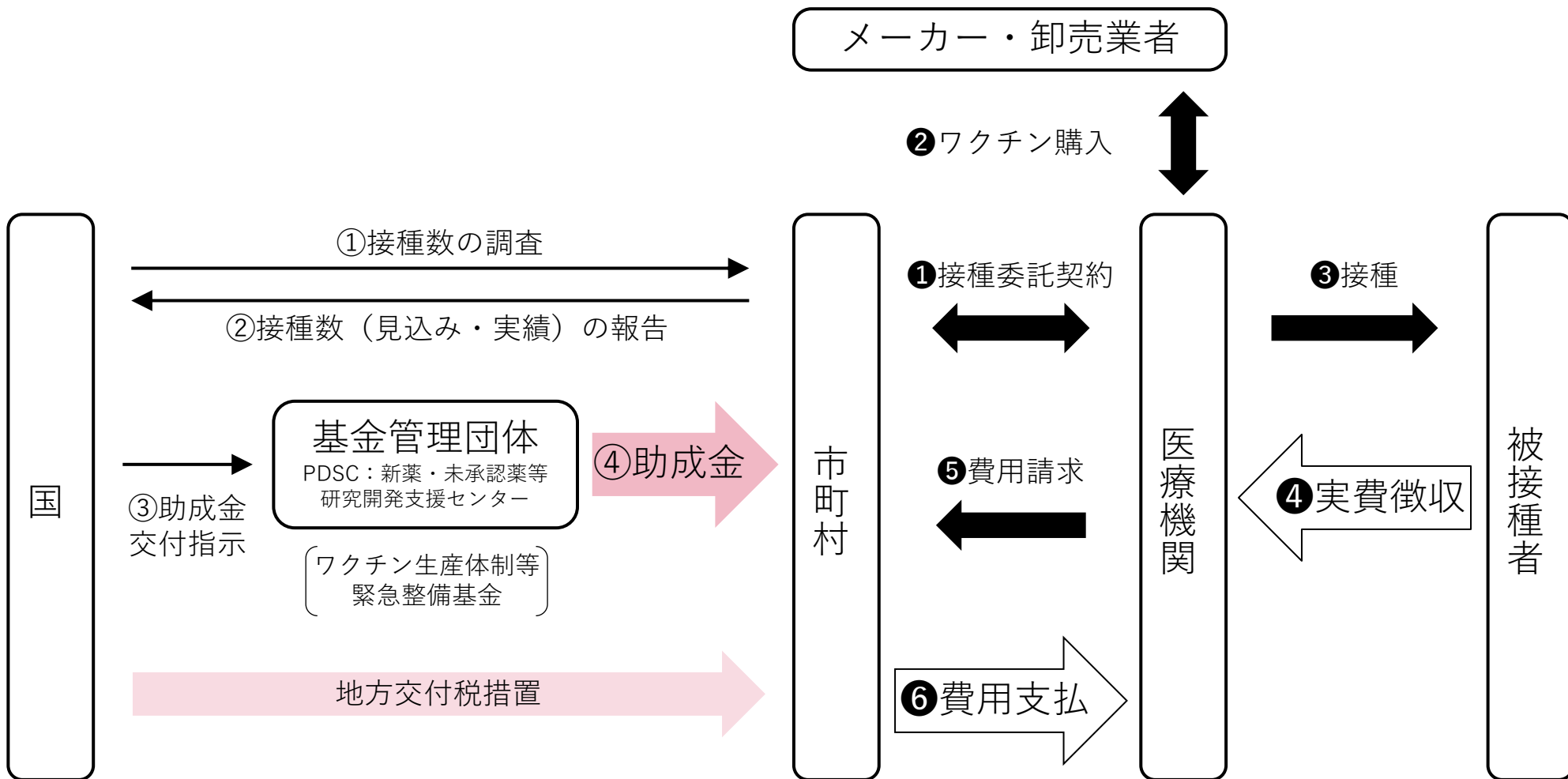
※なお、インフルエンザのワクチン価格は、1,500円程度。

来年度の新型コロナワクチン接種の助成金スキーム

- 本年2月に、新型コロナワクチンのメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの希望小売価格を聴取（非公開）した。
- 聴取内容を参照しつつ、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について、11,600円程度に見直した。
- その結果、昨年末時点で7,000円としていた接種費用の超過が見込まれるため、超過部分である「8,300円」について、市町村に対して助成金を支給することにより、引き続き7,000円の自己負担で接種が行えるようにする。



助成金支給事務手続きのフロー図



助成金関係のQ&A①

Q1. 助成金の請求手続はどうなるのか。要綱のようなものを作成するのか。

▶ 準備でき次第、お示しする予定です。

Q2. 各メーカーが考えているワクチン価格はいくらなのか。

▶ 各メーカーから、公表しないことを条件に聴取しているため、お示しできないことをご理解いただきたく存じます。
なお、実際に購入する際のワクチン価格は、メーカーや卸業者が流通に向けた準備を行う中で決まっていくとともに、地域や流通の状況等によっても異なると思われるため、時機を見計らって、各自治体近隣のワクチン卸業者にお問い合わせください。

Q3. 助成額の根拠を教えてください。

▶ 令和6年2月時点で各メーカーから聴取した価格を参照して設定しております。計算方法等の根拠をお示しすることにより、各メーカーの価格が推知されるおそれがあるため、価格と同様にお示しできないことをご理解いただきたく存じます。

▶ なお、助成額は、各自治体が支払う年間総費用でみたときに、ワクチン代について年末にお示した3,260円を超える部分を概ねカバーできるよう設定しています。

助成金関係のQ&A②

Q4. ワクチン卸業者から確認した額が、11,600円よりも高い場合や価格変動があった場合、助成額は変更されるのか。

各メーカーから聴取した価格を基に、各自治体が支払う年間総費用でみたときに、ワクチン代について昨年末にお示した3,260円を超える部分を概ねカバーできるよう助成額を設定しており、今お示している助成額からの変更は予定していません。

Q5. ワクチン卸業者から確認した額が、11,600円よりも低い場合は、助成金は減額されるのか。

今回の助成金は、令和6年度における新型コロナワクチンの定期接種に係る費用を補填するために支給するものであり、助成金総額が各自治体が支払う年間総費用を超えない限り、返還は求めません。

Q6. ワクチンのモダリティやメーカー毎に医療機関への委託料を変えることも可能か。

国から自治体への助成額は、ワクチンのモダリティ等に限らず一律となりますが、自治体において医療機関への委託料をワクチンのモダリティ等によって変えることは可能ですので、自治体においてご判断ください。

2

1. 接種費用の助成
2. 特例臨時接種の終了に伴う事項（事務連絡等）
3. 肺炎球菌ワクチン
4. 主なご質問

新型コロナウイルスワクチン、シリンジ・注射針・生理食塩水の取扱い等について

- 令和5年12月25日説明会で予告のとおり、特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチン、シリンジ・針・生理食塩水の取扱い等について令和6年3月11日事務連絡を発出し周知。
- その他、シリンジ等の有効活用の例や、国が保有するシリンジ等・冷凍庫・保冷バッグについて、今後、入札等による民間事業者等への売払いを予定していること等について周知。

【主な周知事項】

1. 特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチン（市中在庫）の取扱いについて

- ・ 市中在庫の所有権は国に帰属しているところ、その廃棄は、原則、令和6年4月1日以降に行うこと。各自治体において廃棄すること。
- ・ 例外として、各自治体において、特例臨時接種が適切に実施される前提で、使用が見込まれない分は特例臨時接種期間中であっても廃棄することは妨げないが、万が一不足する事態が生じても、国から追加配送はしないこと。
- ・ 各都道府県は厚生労働省に対して、4月19日(金)を期限として、新型コロナウイルスワクチンの廃棄量等の報告をすること。
- ・ 廃棄費用は接種体制確保事業の対象経費となるので、令和6年度に廃棄費用の支出が発生する場合は、地方繰越を行うこと。

2. 特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチン接種に使用するシリンジ・注射針・生理食塩水の取扱いについて

- ・ 国から無償譲渡したシリンジ等の市中在庫は、特例臨時接種が適切に実施される前提で、特例臨時接種期間中であっても条例等に基づき処分して差し支えないが、万が一不足する事態が生じても、原則、国から追加配送はしないこと。
- ・ 処分にあたっては、医療機関へ譲渡するなど、なるべく有効活用すること。
- ・ 廃棄費用は接種体制確保事業の対象経費となるので、令和6年度に廃棄費用の支出が発生する場合は、地方繰越を行うこと。
- ・ 国から無償譲渡したシリンジ等の市中在庫を売却等した収益は、自治体の収入として差し支えないこと。

3. 令和6年4月1日以降の新型コロナウイルスワクチン接種について

- ・ 特例臨時接種下で国から供給した新型コロナウイルスワクチンは、令和6年4月1日以降は例外なく接種に使用することはせず、必ず廃棄すること。
- ・ 令和6年4月1日以降に行われた接種は、特例臨時接種として取り扱うことはできないため留意すること
- ・ 令和6年4月1日以降の接種に使用するシリンジ等・冷凍庫・保冷バッグは、各医療機関等において調達すること。

特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチンの取扱い等について（令和6年3月11日事務連絡）

事務連絡
令和6年3月11日

各都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチンの取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和6年3月31日をもって終了することとされているところ、特例臨時接種終了後における、新型コロナウイルスワクチンの取扱い、及びその接種等について下記のとおりお知らせします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、対応を進めていただくとともに、特例臨時接種期間中に接種を希望する方が接種をできるよう、周知・広報に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 特例臨時接種終了に伴う新型コロナウイルスワクチンの取扱いについて

特例臨時接種において使用する新型コロナウイルスワクチンは、接種完了までの間、所有権は国に帰属することとした上で、各都道府県及び市町村並びに接種実施医療機関等（以下「接種施設」という。）へ配送し、接種に使用されていた。

接種施設が保管している新型コロナウイルスワクチンについては、原則として、特例臨時接種終了までの間は引き続き保管しておくこととし、特例臨時接種終了後（令和6年4月1日以降）においては使用せず、有効期限の到来前であっても、各都道府県及び市町村において適切に廃棄すること。

なお、接種実施医療機関等が保管する新型コロナウイルスワクチンについては、接種実施医療機関等が廃棄することと差し支えなく、各都道府県及び市町村が接種実施医療機関等から回収すること等の対応は不要とするが、以下の③に記載のとおり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）は接種実施医療機関等における廃棄量を把握しておくこと。また、廃棄が確実に完了するまで、接種施設が保管する新型コロナウイルスワクチンの所有権は国に帰属することに留意すること。

廃棄に当たっては、以下の取扱いとすること。

国民のみなさまへのわかりやすい情報提供（見直し予定）

国民や自治体、医療従事者等へ、厚生労働省ホームページやSNS等を通じて、情報提供を行っている。

厚生労働省ホームページ

- 国民への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
 - ・接種のお知らせ ・有効性と安全性 ・接種実績 等

<特設サイト> ・ Q & A ※特設サイトは令和6年3月末までの予定（4月以降は自動転送）
- 自治体への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
 - ・自治体向け手引き ・自治体向け説明会資料 ・通知・事務連絡 等
- 医療機関への情報提供 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
 - ・医療機関向け手引き ・副反応疑い報告の方法 等



リーフレット等の広報資料

- ・新型コロナウイルスの全額公費による接種終了について 等
- ※特例臨時接種に係る資料の掲載は令和6年3月末まで



新型コロナウイルスの全額公費による接種は令和6年(2024年)3月31日で終了します。

- 令和6年度秋冬に、自治体による定期接種が始まります。
 - <対象> ・65歳以上の方
 - ・60～64歳で対象となる方(※)
 - (※) 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が過度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- <費用> 原則有料
- 令和6年4月1日～同年秋冬の定期接種開始前
ご希望の方は、任意接種として、自費で接種していただくことになります。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

新型コロナワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口を設置。 ※令和6年9月末をもって終了予定
(電話番号：0120-761-770 受付時間：原則9時～21時(土日・祝日も実施、対応言語により異なる)
※海外からおかけいただく場合 (+81) 50-3734-0348
(対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語)

3

1. 接種費用の助成
2. 特例臨時接種の終了に伴う事項（事務連絡等）
3. 肺炎球菌ワクチン
4. 主なご質問

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料について

令和6年度から、対象者が変更となることに加え、科学的知見についても情報を更新し、新たな資料を作成した（別紙）。住民への周知に活用いただきたい。

2024年4月以降

肺炎の主要な原因である 肺炎球菌の感染症を 予防できるワクチンがあります

65歳の方などを対象に定期接種を実施しています。

肺炎球菌とワクチンについて

- 肺炎は日本の**死亡原因の第5位**であり、成人の肺炎の**約2～3割**は、**肺炎球菌という細菌により引き起こされる**との報告があります。
- 肺炎球菌は、このほかに、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症（はいけつしょう）などの重い感染症の原因になります。
- 肺炎球菌による感染症に対して、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、**有効性・安全性が確認されているワクチン**があります。

（肺炎の原因※）
肺炎球菌 20%
不明
その他の細菌・ウイルス

（※）Y Fujikura, et al. BMJ Open Respiratory Research 2023; 10 (1) :e001800の結果より作成

定期接種の対象と使用するワクチン

■対象となる方（定期接種は①、②、③を通して**生涯で1回のみ**となります）

① 65歳の方 注意 定期接種の機会は**65歳の1年間**です。定期接種の対象となる方で、接種を希望する方は、**接種の機会を逃すことがないように**ご注意ください。

注：65歳を超える方を対象とした経過措置は2024年3月31日に終了しました。

② 60～64歳で
心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

③ 60～64歳で
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■定期接種で使用するワクチン：23価肺炎球菌ワクチン

注：過去に23価肺炎球菌ワクチン〔一般名：23価肺炎球菌多糖抗原ポリサッカライドワクチン、商品名：ニューモバックス NP〕の接種を受けたことがある方は定期接種の対象となりません。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ワクチンの効果

- 肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」は、そのうちの**23種類の血清型を対象としたワクチン**です。
- この23種類の血清型は、**成人優襲性肺炎球菌感染症(M)**の原因の**約4割～5割を占める**という研究結果があります。
- このワクチンは、**対象とする血清型の優襲性肺炎球菌感染症を4割程度予防する効果**があります。

（※）優襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

ワクチンの安全性

- このワクチンの接種後に、副反応が生じることがあります。
- 主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。
- 接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

定期接種を受ける方法・費用

- 定期接種はお住まいの（住民票のある）市町村（特別区を含む。以下同じ。）で実施されます。
- 接種を受ける場所や費用についての詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度について


予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。


より詳しい情報については、右記のホームページをご確認ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

肺炎球菌感染症
(高齢者)
について➡



予防接種健康被害救済制度
について➡



厚労 肺炎球菌 高齢者 検索

厚労 予防接種 救済 検索

お問合せ先

4

1. 接種費用の助成
2. 特例臨時接種の終了に伴う事項（事務連絡等）
3. 肺炎球菌ワクチン
4. 主なご質問

主なご質問への回答

Q1. 令和6年4月以降、新型コロナワクチンは任意接種として流通するのか。どの製剤が、いつから、どのように流通するのか。

任意接種のワクチンについては、企業から上市され、ほかのワクチンを含めた医薬品と同様に一般流通されるものと認識しています。

時期としては、令和6年4月から市場に流通するよう、企業との調整など、所要の対応を進めていますが、基本的に、各社の判断によるものであり、国からご案内するものではなく、今後必要に応じて企業から情報発信があるものと考えます。

もし、自治体として、任意接種に用いるワクチンの情報を必要とする場合には、ワクチンの製造販売業者や流通に関わる卸売販売業者等にお問い合わせをお願いします。

主なご質問への回答

Q2. 4種混合ワクチンとHibワクチンの接種を開始した者について、やむを得ない場合に5種混合ワクチンに切り替える場合、どのように接種すればよいか。

- 4混及びHibワクチンと5混ワクチンについては、原則として同一種類のワクチンを必要回数接種することとしています。交接種については、科学的知見が十分あるわけではなく、接種スケジュールも複雑化するので、標準的方法を網羅的に示すことはできませんが、審議会での議論等を踏まえ、以下のような方法が考えられます。
- 原則的な方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、例えば以下のいずれかの方法又はこれに準ずる方法により接種を実施して差し支えありません。
 - ア 4混及びHibを初回接種として1回実施 → 5混を初回接種として2回接種した後、追加接種として1回接種。
 - イ 4混及びHibを初回接種として2回実施 → 5混を初回接種として1回接種した後、追加接種として1回接種。
 - ウ 4混及びHibを初回接種として3回実施 → 5混を追加接種として1回接種。
- なお、4混及びHibワクチンの接種回数が異なる場合については、4混ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数以上の回数接種した場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう接種してください。

【接種方法の一例】

- ・ 初回接種で4混を2回、Hibを1回実施
 - 初回接種として5混を1回、Hibを1回接種。追加接種として5混を1回接種
 - ・ 初回接種で4混を3回、Hibを1回接種 → Hibは2回接種。追加接種として5混を1回接種
- ※ なお、接種間隔については、後から接種するワクチンから見て、前の接種との間隔が添付文書の通りとなるよう、必要な間隔を確保してください。